

令和5年第2回 飯豊町議会定例会会議録

令和5年3月14日 令和5年 第2回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	川崎	祐次郎	2番	屋嶋	雅一
3番	舟山	政男	4番	遠藤	芳昭
5番	高橋	勝	7番	高橋	亨一
8番	古山	繁巳	9番	後藤	恵一郎
10番	菅野	富士雄			

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	後藤幸平	副町長	高橋弘之
教育長	熊野昌昭	代表監査委員	伊藤毅
会計管理者(兼) 住民課長(兼) 税務会計課長	志田政浩	総務課長	安部信弘
健康福祉課長(兼) 地域包括支援センター所長	伊藤満世子	介護老人保健施設 事務長(兼) 国保診療所事務長	山口努
農林振興課長 (併)農業委員会 事務局長	竹田辰秀	商工観光課長	鈴木祐司
企画課長	舘石修	地域整備課長	上田信幸
社会教育課長(併) 町民総合センター所長	渡部博一	教育総務課長	後藤美和子

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 大谷部良明 議事室主査 井上由佳

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和5年 第2回飯豊町定例会追加議事日程 [第1号]

令和5年3月14日

午前10時 開議

- 追加日程第1 発議第1号 飯豊町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について
- 追加日程第2 議案第35号 令和5年度飯豊町一般会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第3 議案第36号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第4 議案第37号 令和5年度飯豊町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第5 議案第38号 令和5年度飯豊町介護保険特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第6 議案第39号 令和5年度飯豊町訪問看護特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第7 議案第40号 令和5年度飯豊町介護老人保健施設特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第8 議案第41号 令和5年度飯豊町下水道事業特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第9 議案第42号 令和5年度飯豊町萩生財産区特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第10 議案第43号 令和5年度飯豊町豊原財産区特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第11 議案第44号 令和5年度飯豊町添川財産区特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第12 議案第45号 令和5年度飯豊町豊川財産区特別会計予算
(予算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第13 議案第46号 令和5年度飯豊町中津川財産区特別会計予算

(予算特別委員長 報告・採決)

追加日程第14 議案第47号 令和5年度飯豊町水道事業会計予算

(予算特別委員長 報告・採決)

追加日程第15 議案第48号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第16 議案第49号 工事請負契約の締結について（令和4年災 農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋））

追加日程第17 議案第50号 工事請負契約の一部変更について（飯豊町町民総合センター大規模改修工事（債務負担行為））

追加日程第18 同意第1号 飯豊町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第19 同意第2号 飯豊町豊原財産区管理会委員の選任について

追加日程第20 同意第3号 飯豊町豊川財産区管理会委員の選任について

追加日程第21 同意第4号 飯豊町添川財産区管理会委員の選任について

追加日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

追加日程第23 発議第2号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について

追加日程第24 発議第3号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(議長 菅野富士雄君) (午前10時00分 開会)

ご起立ください。

おはようございます。

ご着席ください。

去る3月2日に開会しました令和5年第2回飯豊町議会定例会も、本日が最終日となりました。

議員各位の連日のご精励、誠にご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

直ちに本日の会議を行います。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

なお、議案等の採決の際、挙手または起立しない議員は反対とみなしますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

《 追加日程第 1 》

発議第1号 飯豊町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。9番 後藤恵一郎君。

(9番 後藤恵一郎君)

それでは私から、ただいま議題となりました発議第1号 飯豊町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、個人情報の保護に関する法律から議会は適用除外となったものの、議会の責務として、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として提案するものであります。

提出者、飯豊町議会議員 後藤恵一郎。賛成者は、飯豊町議会議員 古山繁巳、同じく川崎祐次郎、同じく高橋 勝の3名であります。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び飯豊町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

慎重にご審議をいただきまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより発議第1号 飯豊町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、発議第1号 飯豊町議会の個人情報の保護に関する条例の設定については原案のとおり可決いたしました。

《 追加日程第 2 》

議案第35号 令和5年度飯豊町一般会計予算
から

《 追加日程第 14 》

議案第47号 令和5年度飯豊町水道事業会計予算
までの13案件について、別紙配付のとおり、予算特別委員長より審査結果の報告がありましたので、これを一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。古山委員長。

(予算特別委員長 古山繁巳君)

令和5年第2回飯豊町議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました令和5年度

飯豊町一般会計予算、各特別会計予算11件、水道事業会計予算、合わせて13件について、その審査結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、去る3月7日の本会議において設置され、同日の本会議終了後、直ちに委員会が招集され、正副委員長の互選が行われました。

その結果、委員長に不肖私が選任され、副委員長に高橋亨一君が選任されました。

審査は、9日、10日の両日にわたり行われ、出席状況については、両日ともに委員8名の出席でありました。

町執行部からは後藤町長、高橋副町長、伊藤代表監査委員は両日、熊野教育長は所管の日に出席されました。さらに、説明員として各課の課長、室長も出席し、職務のため大谷部議会事務局局長、井上議事室主査、横澤議事運営専門員が出席いたしました。

その審査の進め方は、9日に総務文教常任委員会所管分、10日に産業厚生常任委員会所管分の審査を行い、所管ごとに一般会計予算と各特別会計予算及び水道事業会計予算とを区分し、質疑を行いました。全会計の討論を終了した10日に採決を行いました。

採決の結果、令和5年度一般会計予算、各特別会計予算11件及び水道事業会計予算とも全会一致で、それぞれ可決すべきものと決定いたしました。

また、審査の内容及び経過については、皆さん出席の中で行われましたので、改めての報告は省略させていただきますことをご了解願います。

以上が審査の結果ですが、当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について、議会の意図するところを十分お酌み取りいただき、今後の事務執行に当たられますようお願い申し上げ、予算特別委員会の審査の報告といたします。

(議長 菅野富士雄君)

以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対する質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第35号 令和5年度飯豊町一般会計予算から、議案第47号 令和5年度飯豊町水道事業会計予算までの採決を行います。

採決は、一般会計予算と各特別会計予算及び事業会計予算に区分して行います。

最初は、議案第35号 令和5年度飯豊町一般会計予算について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案に対する予算特別委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、議案第35号 令和5年度飯豊町一般会計予算は、予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計予算から、議案第46号 令和5年度飯豊町中津川財産区特別会計予算までの11案件を一括採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号及び議案第46号の11案件は、予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和5年度飯豊町水道事業会計予算について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案に対する予算特別委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第47号 令和5年度飯豊町水道事業会計予算は、予算特別委員長報告のとおり可決されました。

ただいま町長から議案第48号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号 工事請負契約の締結について（令和4年災 農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋））、議案第50号 工事請負契約の一部変更について（飯豊町町民総合センター大規模改修工事（債務負担行為））、同意第1号 飯豊町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意第2号 飯豊町豊原財産区管理会委員の選任について、同意第3号 飯豊町豊川財産区管理会委員の選任について、同意第4号 飯豊町添川財産区管理会委員の選任について及び諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての8案件が提出されました。

これらを日程に追加し、それぞれ追加日程第15、追加日程第16、追加日程第17、追加日程第18、追加日程第19、追加日程第20、追加日程第21及び追加日程第22として議題としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第15、追加日程第16、追加日程第17、追加日程第18、追加日程第19、追加日程第20、追加日程第21及び追加日程第22として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

《 追加日程第 15 》

議案第48号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第48号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、令和4年8月3日からの大雨による被災者について、定住促進住宅への入居を継続して認め、家賃、敷金及び駐車場使用料の減免期間を延長するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、令和5年3月31日までとされていた減免期間を令和5年9月30日までの期間に変更するものであります。

以上、概略を説明申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番 川崎祐次郎君。

(1番議員 川崎祐次郎君)

ただいま提案されました、8月3日からの豪雨災害に被災された方の住居等の安定的な供給と。理由は分かりますけど、なぜ年度の前半の9月30日までされたのか。当然もう既に令和5年の予算審議、終わりましたけども、せめて会計年度の年度単位でこういった措置をしてあげるのが、それぞれ被災された方の生活設計上も年度ごとの対応のほうがよろしいのかと私は思いますけども、なぜ6か月で区切られるのか。

仮にこの議案が可決された後、今後は被災された方にどのような対応を、特にこの定住促進住宅に関してはお考えなのか、お聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

上田地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

1番 川崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずは今回、8月3日豪雨で被災された方の部分、3月で減免期間が終了するというふうなことで、6か月というふうな形での延長を今回お願いしたところなんです。6か月、1年というふうな部分もありましたけれども、やはり東日本大震災等の際の減免延長につきましても半年というふうなことで、まずは半年を区切りとして今回お願いしたというふうなところでございます。

それと、8月ですので、約1年間というふうな期間が経過しますので、その1年間程度をめでとしまして、6か月というふうな提案をさしあげたところでございます。

そして、もう一点でございますが、その後の被災者の対応というふうな部分でございますが、まずは現在入居されている方につきましては6世帯というふうなことでございます。まず、被災した当時は8世帯の入居がありました。そのうち、2件ほど今月の初めまでに退去されました。もう一件の方につきましては、再建のめどが立ってきたというふうなことで、退去予定というふうになって、対象となる方は5件、5世帯というふうな形になります。その後の意向等をお聞きしているところでございますが、まずは再建進むに当たって、秋頃までにも再建のめどが立っている方であったり、これから解体をしながら次の住まいを検討するというような方々もいましたので。まずは半年間、その辺の再建の状況を確認をしながら、支援を考えていきたいと思っておりますが、今現在、具体的な計画等を持っていないというふうな状況でございます。

(議長 菅野富士雄君)

1番 川崎祐次郎君。

(1番議員 川崎祐次郎君)

経過については理解しました。被災された方については、住居の、いわゆる生活基盤の基本的な部分を失って、今後の生活の制度設計にも苦慮していると。これは私に限らず、皆さんが理解できる内容だと思います。

ぜひ、これからのについては生活の設計、今後のプランニングができて対処されるというのは大変結構なことだと思いますけれども、飯豊町から離れるということがあっては非常に残念な結果になると。社会資本整備、いわゆる国交省の空き家対策事業もあるわけです。他人の家に住む住まないというのは簡単にお話しできる内容ではありませんけれども、ぜひ現在も引き続き入居を予定されている6世帯の方々については、十分に今後の制度設計の調査をしていただいて、そういった国交省の社会資本整備事業の中の空き家対策、こういったものを有効利用して、ぜひ飯豊町にとどまっていたくような対策を講ずるのが大変重要なことだと私は思いますので。

内容については分かりましたけれども、意向調査の上、ぜひ生まれ育った飯豊町に引き続き生活が継続できるような対策を講じていただきたいと。これについてどのようにお考えなのか、町長にお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ご質問ありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。

当面、事務方で取ったアンケートを基に、半年間延長というふうなことにいたしましたものの、その後の経過を十分に調査、事情をお聞きいたしまして、川崎議員おっしゃるように、できるだけ定住、この地にお住まい続けられるように、その間の支援をしっかりとしていきたい。場合によっては、これから9月以降、半年、また、それにさらに延長ということも対応していかなければならない事案であるというふうには、お話をお聞きした上で、改めて感じたところがございます。ご指摘のとおり対処させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

それでは、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第48号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第48号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決いたしました。

《 追加日程第 16 》

議案第49号 工事請負契約の締結について（令和4年災 農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋））

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

（町長 後藤幸平君）

ただいま議題となりました議案第49号 工事請負契約の締結について（令和4年災 農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋））についてご説明申し上げます。

本案件は、令和4年災の農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋）について、請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって提案するものでございます。

入札につきましては、総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）による条件付き一般競争入札を執行いたしましたところ、2社の応札により、三和メイテック株式会社が落札いたしました。契約金額は6,710万円、工期は令和6年3月10日までであります。

なお、入札に参加いたしました業者は、三和メイテック株式会社、東北電機鉄工株式会社の2社でございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第49号 工事請負契約の締結について（令和4年災 農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋））の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第49号 工事請負契約の締結について（令和4年災 農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋））は原案のとおり可決いたしました。

《 追加日程第 17 》

議案第50号 工事請負契約の一部変更について（飯豊町町民総合センター大規模改修工事（債務負担行為））

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第50号 工事請負契約の一部変更について（飯豊町町民総合センター大規模改修工事（債務負担行為））についてご説明申し上げます。

本案件の飯豊町町民総合センター大規模改修工事（債務負担行為）につきましては、令和4年9月16日に議決いただき、工事に着手したところでございます。

このたび、建築工事及び電気・機械設備工事等について見直しを行った結果、工事請負契約の一部を変更して工事を実施する必要があることから、工事請負契約の金額6億3,800万円に6,517万600円を追加し、契約金額を7億317万600円に変更するものであります。

以上、概略を説明申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。3番 舟山政男君。

(3番議員 舟山政男君)

ただいま説明いただきました。金額の増加分は分かったんですけど、工期については変更がなく、当初の計画どおりの工期ということでよろしいのでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

渡部社会教育課長。

(社会教育課長 (併) 町民総合センター所長 渡部博一君)

3番 舟山議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在のところは、工期については当初の12月20日の予定で進んでおります。随時、工程会議、2週間に1回開催しておりますので、その中で確認をしながら工事のほうを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

3番 舟山政男君。

(3番議員 舟山政男君)

様々な予定が詰まっておるでしょうから、工期に関しては厳守していただきたいというふうには、工事を進めていただきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

渡部社会教育課長。

(社会教育課長 (併) 町民総合センター所長 渡部博一君)

工期については、工期内に終了できるように調整をしていきたいと思っております。併せて、多目的ホール、あと会議室等については、現在のところ8月の中旬ぐらいをめどに工事が完了する予定でございますので、それ以降は、今現在では貸館ができる状態となりますので、そちらについては工期どおり進められるように調整をしていきたいと思っております。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第50号 工事請負契約の一部変更について（飯豊町町民総合センター大規模改修工事（債務負担行為））の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第50号工事請負契約の一部変更について（飯豊町町民総合センター大規模改修工事（債務負担行為））は原案のとおり可決いたしました。

《 追加日程第 18 》

同意第1号 飯豊町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました同意第1号 飯豊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

飯豊町固定資産評価審査委員会委員 渡部恵介氏は、令和5年6月19日に任期が満了することから、引き続き同人を選任することについて同意を得たいので、提案するものであります。

渡部恵介氏につきましては、住所を申し上げます。飯豊町大字川内戸272番2番地・277番。生年月日を申し上げます。昭和31年6月2日でございます。

なお、任期につきましては令和5年6月20日から令和8年6月19日まででございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

同意第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、同意第1号 飯豊町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり決定いたしました。

《 追加日程第 19 》

同意第2号 飯豊町豊原財産区管理会委員の選任についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました同意第2号 飯豊町豊原財産区管理会委員の選任についてご説明申し上げます。

豊原財産区管理会委員は、本年3月31日をもって任期満了となることから、新たな委員を選任することについて、飯豊町財産区管理会条例第2条第2項の規定によって議会の同意を得たので、提案するものであります。

飯豊町豊原財産区管理会委員につきましては、次の7名の方でございます。

氏名、住所及び生年月日をこれから申し上げます。

初めに、細谷芳弘氏、住所、飯豊町大字中1476番地80、生年月日、昭和21年10月4日でいらっしゃいます。

次、木村孝雄氏、住所、飯豊町大字萩生1181番地、生年月日は昭和24年2月21日でいらっしゃいます。

次に、高橋輝明氏、住所、飯豊町大字萩生1500番地の14、生年月日、昭和37年3月31日。

次、手塚康博氏、住所、飯豊町大字萩生108番地、生年月日、昭和35年2月3日。

次、佐藤幹彦氏、住所、飯豊町大字黒沢1733番地、生年月日は昭和37年2月26日でいらっしゃいます。

次、手塚新藏氏、住所、飯豊町大字黒沢2200番地、生年月日、昭和16年8月1日でございます。

次に、長沼良治氏、住所、飯豊町大字椿847番地、生年月日、昭和29年2月15日でいらっしゃいます。

なお、任期につきましては令和5年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

同意第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、同意第2号 飯豊町豊原財産区管理会委員の選任については原案のとおり決定いたしました。

《 追加日程第 20 》

同意第3号 飯豊町豊川財産区管理会委員の選任についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました同意第3号 飯豊町豊川財産区管理会委員の選任についてご説明申し上げます。

豊川財産区管理会委員は、本年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たな委員を選任することについて、飯豊町財産区管理会条例第2条第2項の規定により議会の同意を得たいので、提案するものであります。

飯豊町豊川財産区管理会委員につきましては、次の7名の方でいらっしゃいます。

氏名、住所及び生年月日を申し上げます。

初めに、竹田一郎氏、住所、飯豊町大字手ノ子1107番地、生年月日、昭和26年1月17日でいらっしゃいます。

次、古川啓治氏、住所は飯豊町大字手ノ子529番地の7、生年月日、昭和28年6月25日でございます。

佐藤利浩氏、住所、飯豊町大字手ノ子2367番内1番地、生年月日、昭和36年9月2日。

次に、高橋 孝氏、住所、飯豊町大字高峰3191番地、生年月日、昭和26年4月4日。

次、井上浩利氏、住所、飯豊町大字高峰2775番地、生年月日、昭和36年11月1日でいらっしゃいます。

次に、渡部泰広氏、住所、飯豊町大字小白川3758番地2、生年月日、昭和30年5月13日。

最後に、舟山新弥氏、住所、飯豊町大字小白川2161番地、生年月日、昭和42年3月8日でいらっしゃいます。

なお、任期につきましては令和5年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

同意第3号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、同意第3号 飯豊町豊川財産区管理会委員の選任については原案のとおり決定いたしました。

《 追加日程第 21 》

同意第4号 飯豊町添川財産区管理会委員の選任についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました同意第4号 飯豊町添川財産区管理会委員の選任についてご説明申し上げます。

添川財産区管理会委員は、本年3月31日をもって任期満了となることから、新たな委員を選

任することについて、飯豊町財産区管理条例第2条第2項の規定により議会の同意を得たいので、提案するものであります。

飯豊町添川財産区管理会委員につきましては、次の7名の方でございます。

氏名、住所及び生年月日を申し上げます。

初めに、佐原次男氏、住所、飯豊町大字添川3511番地、生年月日、昭和25年5月14日でいらっしゃいます。

次に、横澤俊彦氏、住所、飯豊町大字添川2480番地、生年月日、昭和53年6月7日でいらっしゃいます。

佐藤芳栄氏、住所、飯豊町大字松原522番地、生年月日は昭和31年1月1日でいらっしゃいます。

次、井上久男氏、住所、飯豊町大字添川1412番地、生年月日、昭和32年3月20日。

次、横澤勘嗣氏、住所、飯豊町大字添川2679番地、生年月日は昭和27年8月12日でいらっしゃいます。

次、加藤慶一氏、住所、飯豊町大字添川3236番地、生年月日、昭和28年1月31日でいらっしゃいます。

最後に、深瀬 章氏。住所を申し上げます。飯豊町大字添川683番地、生年月日、昭和29年11月9日でいらっしゃいます。

なお、任期につきましては令和5年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

同意第4号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、同意第4号 飯豊町添川財産区管理会委員の選任については原案のとおり決定いたしました。

《 追加日程第 22 》

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、人権擁護委員 茂木栄子氏は、令和5年6月30日をもって任期が満了となることから、引き続き候補者として法務大臣に推薦するため、意見を求めるものがあります。

茂木栄子氏につきましては、住所を申し上げます。飯豊町大字添川155番地、生年月日、昭和32年5月14日でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご意見賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

諮問第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については原案のとおり決定いたしました。

《 追加日程第 23 》

発議第2号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について

及び

《 追加日程第 24 》

発議第 3 号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
の 2 案件を一括議題といたします。

本件に関し、飯豊町議会会議規則第 73 条の規定及び第 75 条の規定に基づき、総務文教、産業厚生、広報広聴の各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付しましたとおり、それぞれの所管に属する事務について閉会中に調査したい旨の許可申出がありました。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり許可したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について及び発議第 3 号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についての 2 案件は、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

今定例会において議決されました各議案等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、整理を議長に委任いただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日予定しました議事日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3 月 2 日に開会されました第 2 回飯豊町議会定例会は、ただいまをもって閉会となりました。13 日間の会期中、議員各位には案件審議に当たり活発かつ慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、執行部におかれましても親切丁寧な答弁をいただき、御礼申し上げます。

先日の3月11日で、東日本大震災による巨大津波、東京電力福島第一原発事故が発生してから12年であります。この戦後最大の災害で亡くなられた多くの方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、改めて常日頃の防災対策と自主防災の重要性について認識しているところでもあります。

さて、昨日の3月13日から新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク着用は、個人の判断が基本となりました。しかし、コロナ感染者数は全国的に減少傾向が続いているものの、依然として多くの方が感染しており、中には複数回感染している方もいるとお聞きしております。今後とも気を緩めず、感染防止対策を継続していただきたいと思っております。

先週から大分暖かい日が続いております。暦の上でも、啓蟄が過ぎ、間もなく春の彼岸入りとなります。春に向かおうという季節ですが、まだまだ3月半ばであります。寒暖の差が大きく、体調管理には十分ご留意されるようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

これで、令和5年第2回飯豊町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。 (午前10時50分 閉会)